

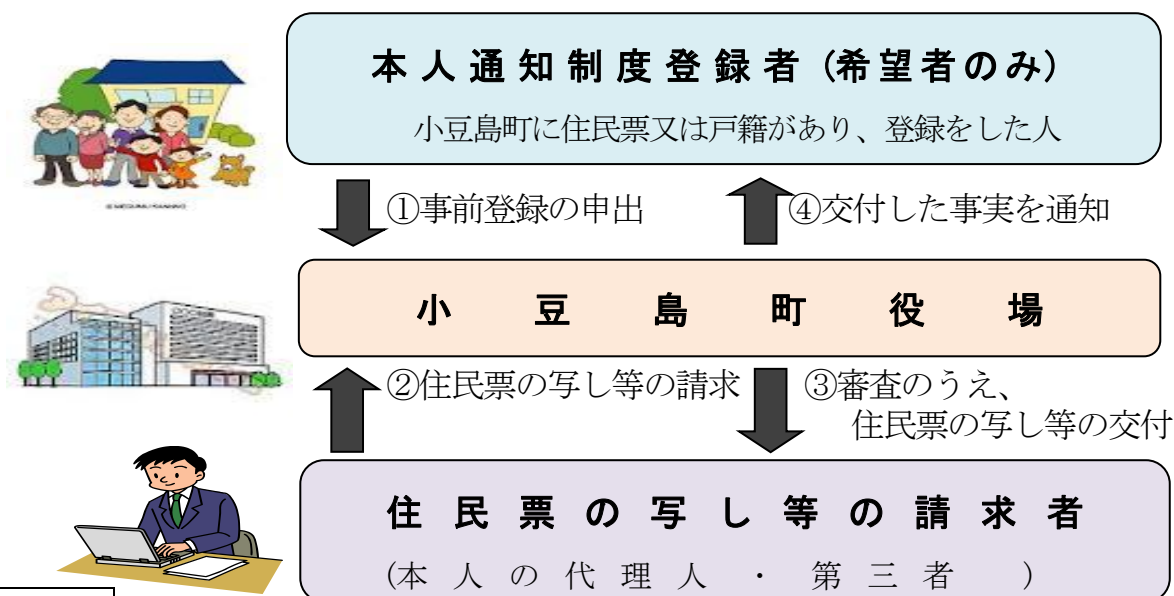
登録型本人通知制度の 事前登録をしませんか！

登録型本人通知制度とは

事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を、本人の代理人や第三者に交付したときに、証明書を交付したという事実を登録者本人に通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために、2012年7月1日から実施しています。

「本人通知制度」の流れ



登録手続き

登録できる方

- ・小豆島町に住民登録のある方（過去にあった方）
- ・小豆島町に本籍のある方（過去にあった方）

受付場所及び受付時間

- ・住民生活課 ・池田窓口センター ・三都出張所 ・橘出張所 ・坂手出張所 ・福田出張所
- ・受付時間 平日8:30～17:15（休日に申込みはできません）

必要書類

- ・小豆島町本人通知制度登録申込書
- ・申込みの際には、運転免許証等、本人確認書類が必要です。

制度について詳しいことは、住民生活課までお問い合わせください。

香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95
小豆島町 住民生活課 戸籍住民係
電話番号 0879-82-7004